

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)の実施に関する事務 基礎項目評価書【令和6年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高梁市は、子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益の保護に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減するための適切なセキュリティ対策を講じることで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を図っていくことを宣言します。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

岡山県高梁市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)の実施に関する事務【令和6年3月31日終了】
②事務の概要	次の特定公的給付に対する、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ・「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領(令和3年11月26日付府政経運第399号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通知別紙・令和4年2月7日改正)」に基づく給付【令和4年3月31日終了】 ・「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給要領(令和4年5月24日付子総発0524第2号、第3号厚生労働省子ども家庭局長通知別紙)」に基づく給付【令和5年3月31日終了】 ・「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)の支給について」(令和5年4月10日付こ支家第14号子ども家庭庁支援局長通知)に基づく給付【令和6年3月31日終了】 ①支給要件の確認に必要な、税情報等の各種情報の照会 ②受給者の選択により、口座登録・連携ファイル関係情報の照会
③システムの名称	児童手当システム、住民基本台帳システム、税情報システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

子育て世帯等臨時特別支援事業(子育て世帯への臨時特別給付)情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表135の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(令和3年法律第38号)第10条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 :なし 【情報照会の根拠】 :番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中160の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	高梁市松原通2043番地 総務部総務課行政情報係(TEL0866-21-0209)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	高梁市松原通2043番地 健康福祉部こども未来課(TEL0866-21-0288)
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月20日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ①事務 の概要	「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業 支給要領」(令和3年11月26日付府政経運第 399号内閣府政策統括官(経済財政運営担当) 通知・令和4年2月7日改正)に基づき、新型コロ ナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て 世帯に対して臨時特別給付金を支給。	次の特定公的給付に対する、以下の事務にお いて特定個人情報を取り扱う。 ・「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業 支給要領(令和3年11月26日付府政経運第399 号内閣府政策統括官(経済財政運営担当)通 知別紙・令和4年2月7日改正)」に基づく給付 【令和4年3月31日終了】 ・「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生 活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所 得の子育て世帯分)支給要領(令和4年5月24 日付子総発0524第2号、第3号厚生労働省子ど も家庭局長通知別紙)」に基づく給付【令和5年 3月31日終了】 ・「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生 活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所 得の子育て世帯分)の支給について」(令和5 年4月10日付こ支家第14号子ども家庭庁支援 局長通知)に基づく給付 ①支給要件の確認に必要な、税情報等の各種 情報の照会 ②受給者の選択により、口座登録・連携ファイ ル関係情報の照会	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ①事務 の概要	(略) ・「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生 活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所 得の子育て世帯分)の支給について」(令和5 年4月10日付こ支家第14号子ども家庭庁支援 局長通知)に基づく給付 (略)	(略) ・「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生 活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所 得の子育て世帯分)の支給について」(令和5 年4月10日付こ支家第14号子ども家庭庁支援 局長通知)に基づく給付【令和6年3月31日終 了】 (略)	事前	
令和7年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一第101項 (略)	番号法第9条第1項、別表135の項 (略)		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠):121の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(別表第二における情報照会の根拠):第59条の4	【情報提供の根拠】:なし 【情報照会の根拠】:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中160の項		
令和7年4月1日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用		(適用なし)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加